

1 利用及び提供の制限の適用を除外する事項（条例第8条第1項第9号）について

県が保有する障害者手帳交付台帳に記載されている個人情報のうち、厚生労働省が障害者へのアンケート調査を実施するために提供を依頼している障害者の住所及び氏名を提供することについては、佐賀県個人情報保護審査会が平成15年3月17日付で答申（佐個審第3号）した以下の類型に該当し、適当であると判断する。

類 型	利用及び提供する理由又は必要性
<p>（実施機関以外の行政機関からの協議・照会への対応）</p> <p>実施機関以外の行政機関が法令等に基づき実施する事務の遂行のために行う協議又は照会に対して、当該事務の遂行に必要な限度で個人情報を提供する場合。</p> <p>ただし、当該個人情報を提供することによって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>	<p>実施機関以外の行政機関が法令等に基づく事務を遂行するために、個人情報を利用する公益上の必要性が認められる場合において、実施機関と実施機関以外の行政機関が相互に協力して適切に事務を遂行するため、個人情報を事務の目的以外の目的のために提供することが必要な場合がある。</p>

なお、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないように、情報提供にあたっては、次の条件を付すことが適当であると判断する。

- (1) アンケート調査実施にあたっては、アンケート対象者に下記の事項を明示すること。
 - ア アンケートの具体的な目的
 - イ この調査をしている経緯
 - ウ 都道府県から正規の手続を経て対象者の住所、氏名に限って個人情報の提供を受けていること
- (2) 外部委託契約にあたっては、委託契約書等に個人情報の保護に関する記載がなされる等の対応策がとられていること。

2 オンライン結合による提供の制限の適用を除外する事項（条例第9条第2項第3号）について

次に掲げる建築行政共用データベースシステムの台帳・帳簿登録閲覧システムによる個人情報を、次の提供先に提供することについては、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を害するおそれがないことから適当であると判断する。

なお、情報提供にあたっては、ユーザーID及びパスワードの管理を行う等、個人情報の漏えいがないよう情報セキュリティ対策には万全を期すとい

う条件を付すことが適当であると判断する。

システム の名称	提供する個人 情報の区分	提供先	オンライン結合による提供の必 要性等
台帳・帳簿 登録閲覧 システム (建築行政 共用デー タベース システム)	建築基準法によ る確認・検査等 に関する個人情 報(別紙のとおり)	国(国土交 通省)都道 府県、建築 主事を置い ている市町 村、(財)日 本建築行政 情報センタ ー、指定確 認検査機関	建築物等が原因での人身事故 等が発生した場合における国・各 都道府県等から全国の状況把握 や対策検討をするための調査、照 会に対する迅速な対応 行政処分を行う場合における 類似案件の処分状況の検索及び 迅速かつ適切な対応 等ができるようにするには、全国で一 元的なオンラインの利用が不可欠で ある。

別紙

建築基準法による確認・検査等に関する個人情報

- 1 建築計画概要書に係る個人情報
 - (1) 建築主の氏名、住所
 - (2) 代理者の資格(登録番号)、氏名、建築士事務所名、所在地、電話番号
 - (3) 設計者
 - ア 代表となる設計者の資格(登録番号)、氏名、建築士事務所名、所在地、電話番号
 - イ その他の設計者の資格(登録番号)、氏名、建築士事務所名、所在地、電話番号
 - (4) 建築設備の設計に関し意見を聴いた者
 - ア 代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者
氏名、勤務先、所在地、電話番号、登録番号
 - イ その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者
氏名、勤務先、所在地、電話番号、登録番号
 - (5) 工事監理者
 - ア 代表となる工事監理者
資格(登録番号)、氏名、建築士事務所名、所在地、電話番号
 - イ その他の工事監理者
資格(登録番号)、氏名、建築士事務所名、所在地、電話番号
 - (6) 工事施工者
氏名、営業所名(許可番号)、所在地、電話番号
- 2 建築基準法令による処分等の概要書に係る個人情報
 - (1) 建築確認
 - 確認済証交付者、確認済証番号、交付年月日
(計画変更の確認)
 - 確認済証交付者、確認済証番号、交付年月日
(構造計算適合性判定)
 - 判定結果通知書交付者、判定結果通知書番号、交付年月日
 - (2) 中間検査
中間検査合格証交付者、中間検査合格証番号、交付年月日
 - (3) 完了検査
検査済証交付者、検査済証番号、交付年月日